

アメリカの 2019 年香港人権民主主義法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 政治議会調査室主任 廣瀬 淳子

目次

はじめに

I 背景と経緯

II 1992 年法の概要

1 政策

2 合衆国法における香港の地位

3 報告規定

III 2019 年法の概要

おわりに

翻訳：2019 年香港人権民主主義法

キーワード：アメリカ外交、香港、1992 年合衆国香港政策法、米中関係

要 旨

香港で、逃亡犯引渡し条例改正案に端を発した、政治的な自由や民主化を求める運動が激しさを増す中、米国では2019年香港人権民主主義法が、2019年11月27日に制定された。全10条から成る同法は、米国と香港の関係を定めた1992年合衆国香港政策法を修正し、香港での人権侵害等に対して制裁を課すことを可能とした。また、同法は、香港における中国からの高度の自治の確立と、香港の民主化、人権の擁護等を強く求めるものである。

本稿では、1992年合衆国香港政策法と2019年香港人権民主主義法の内容を紹介し、末尾に2019年香港人権民主主義法の全訳を付す。

はじめに

民主化の支援は米国外交の基本原則であり、この原則は当然に中国の香港特別行政区（以下、「香港」）にも適用される⁽¹⁾。香港は国際的な金融の中心地として世界経済の中で主要な役割を果たしており、米国と香港は金融業など経済面その他で強固な結びつきがある。香港の政治的、経済的な安定や発展は、米国の各種利害と密接に結びついていると共に、米国の対中国政策にも大きな影響がある。

香港ではこれまで、民主化を求める運動が度々行われてきたが、2019年には特に運動が激しさを増した。米国では、香港における中国からの高度の自治の確立や、人権の擁護、民主主義を支援することを明確にした法律が制定された。

I 背景と経緯

香港は、1984年の英国政府と中国政府の共同声明（以下「1984年共同声明」⁽²⁾）に基づき、1997年7月1日にその主権が英国から中国に返還され、一国二制度のもとで、中国とは異なる政治、経済制度が維持されている。1984年共同声明は、外交、安全保障分野を除く香港での高度の自治の保障を掲げていた。

香港の統治制度は、1990年4月4日に制定された中華人民共和国香港特別行政区基本法（以下「基本法」⁽³⁾）で定められている。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月30日である。

(1) 22 U.S.C. § 5701(5)

(2) “Joint Declaration of the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the People’s Republic of China on the Question of Hong Kong.” Constitutional and Mainland Affairs Bureau website <<https://www.cmab.gov.hk/en/issues/jd2.htm>>

(3) *Basic Law of the Hong Kong Special Administrative Region of the Republic of China*. Constitutional and Mainland Affairs Bureau, April 2017. <https://www.basiclaw.gov.hk/en/basiclawtext/images/basiclaw_full_text_en.pdf>

基本法の規定では、2007年以降、香港行政長官及び香港の議会にあたる立法会の全議員を普通選挙で選出⁽⁴⁾する可能性を示していたが、実現していないため、2014年のいわゆる「雨傘運動」など民主化を求める動きが継続していた。

2019年4月には、犯罪容疑者の香港から中国本土、台湾、マカオへの引渡しを可能とする、逃亡犯引渡し条例改正案⁽⁵⁾が香港立法会に提出されたことから、香港における自治権の侵害をめぐり、同年6月から大規模なデモや集会などの抗議活動が活発化した。抗議活動では、逃亡犯引渡し条例改正案の撤回、基本法で定められている香港行政長官や全立法会議員の普通選挙実施、等が求められていた。

逃亡犯引渡し条例改正案は、香港立法会で2019年6月から審議される予定であったが、抗議活動の活発化を受けて審議は無期限に延期され、10月に条例改正案は正式に撤回された。

このような香港の状況を受けて米国で制定されたのが、2019年香港人権民主主義法⁽⁶⁾（以下「2019年法」）である。全10条から成る同法は、米国と香港の関係を定めた1992年合衆国香港政策法⁽⁷⁾（以下「1992年法」）を修正し、香港での人権侵害等に対して大統領が制裁を課すことを可能とした。

II 1992年法の概要

米国の香港政策の基本は、1992年法で規定されている。1992年法は、香港返還後の米国の香港政策の指針を示すと共に、経済界から懸念の強かった中国への通商上の規制が香港にも同様には及ばないことを規定したものである⁽⁸⁾。同法は、中国政府に対して1984年共同声明の香港における高度の自治の保障等の規定の完全な履行を求め、大統領が香港の自治が十分に保障されていると認定した場合に、香港に対して法的に中国とは別個の取扱いが可能としている。

1992年法は、第1編政策、第2編合衆国法における香港の地位、第3編報告規定の3編で構成される。制定後の改正を経た1992年法の主要な規定は次のとおりである。

1 政策

次の政策が合衆国の政策となることが、連邦議会の意思である。

・合衆国と香港の二国間関係

香港が信頼と発展、国際金融センターとしての役割を維持し、合衆国と香港が互恵的な関係を維持するため、合衆国は積極的な役割を果たす。経済、通商、金融、航空、情報通信等の分

(4) 現在、香港行政長官は、候補者が選挙委員会により選出され、中国国務院が任命している。任期は、5年である。選挙委員会の委員は、職能団体等各種団体の代表や、各級議会議員などで構成される。立法会の議員は、70議席中35議席が5つの地域別選挙区から直接、普通選挙で選出され、35議席が29の職能代表から間接選挙で選出される。間接選挙で選出される議席の内5議席は、28の職能団体に属さない有権者による、区議会（第二）とされる職能団体から選出される。任期は、4年である。

(5) “Fugitive Offenders and Mutual Legal Assistance in Criminal Matters Legislation (Amendment) Bill 2019.” <<https://www.legco.gov.hk/yr18-19/english/bills/b201903291.pdf>>

(6) Hong Kong Human Rights and Democracy Act of 2019, P.L.116-76. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ76/PLAW-116publ76.pdf>>

(7) United States-Hong Kong Policy Act of 1992, P.L.102-383. <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?jsessionid=DDECE0C96B8040B15ACAE0C345BCF865?req=granuleid%3AUSC-prelim-title22-chapter66&saved=%7CZ3JhbnVsZWl0IUVTQy1wcmVsaW0tdGl0bGUyMi1zZWNoaW9uNTcwMg%3D%3D%7C%7C%7C%7Cfalse%7Cprelim&edition=prelim>>

(8) “Bill Seeks Guidelines For Hong Kong Policy,” *CQ Weekly*, May 9, 1992, p.1261.

野で、合衆国は香港と直接的な関係及び協定を積極的に策定し、拡大する⁽⁹⁾。

- ・多国間機関への参加、国際協定に基づく権利及び通商での地位

合衆国は、香港があらゆる適切な多国間会議、協定、機関に加盟することを支援する。合衆国は、国際協定に基づく香港への責務を果たす⁽¹⁰⁾。

- ・合衆国と香港の通商

合衆国は、香港との経済、通商関係を維持、拡大し、経済、通商においては別個の地域として扱う。二国間経済協定については、香港と直接交渉する。合衆国は、経済、通商において、香港を中国から完全に自立した地域として扱う⁽¹¹⁾。

2 合衆国法における香港の地位

(1) 合衆国法適用の継続

- ・総則

香港の主権の行使の変更にかかわらず、1997年7月1日以降も、合衆国法を以前と同様に香港に適用する。ただし、法律又は合衆国法典第22編第5722条⁽¹²⁾に基づく大統領令により明確に規定される場合は、この限りではない⁽¹³⁾。

- ・国際協定

1997年7月1日より前に合衆国と香港の間で締結、又は合衆国と英国の間で締結し、香港に適用された全ての条約及び国際協定について、その効力は同日以後も継続する。ただし、大統領が、香港には法律的に条約等に基づく責務を実行できる能力がないと認定した場合、又は香港によるその責務の継続が適切ではないと認定した場合は、合衆国法典第22編第5731条に従い、連邦議会に報告しなければならない⁽¹⁴⁾。

(2) 大統領令

- ・大統領の認定

1997年7月1日以降、特定の合衆国法又は特定の規定について、香港を中国とは別に取り扱うことを正当化できるほど香港の自治が十分ではないと大統領が認定した場合には、大統領は、当該法律又は規定について、合衆国法典第22編第5721条(a)項⁽¹⁵⁾の適用を停止する大統領令を発令することができる⁽¹⁶⁾。

- ・考慮する要因

大統領の認定に際しては、香港について1984年共同声明で表明された条件や義務等を考慮するものとする⁽¹⁷⁾。

- ・停止の終了

上記の大統領令は、大統領が、香港が別個の取扱いを正当化するに十分な程自治を回復した

(9) 22 U.S.C. § 5711

(10) 22 U.S.C. § 5712

(11) 22 U.S.C. § 5713

(12) 大統領の認定により発令される大統領令により、合衆国法の適用を停止できるとする規定。

(13) 22 U.S.C. § 5721(a)

(14) 22 U.S.C. § 5721(b)

(15) 香港の主権の行使の変更にかかわらず、1997年7月1日以降も、合衆国法をそれ以前と同様に香港に適用するとする規定。

(16) 22 U.S.C. § 5722(a)

(17) 22 U.S.C. § 5722(b)

と認定する場合は、終了される⁽¹⁸⁾。

3 報告規定

国務長官は、連邦議会両院の外交委員会及び軍事委員会に対し、香港の状況について年次報告書を提出しなければならない。報告書には、次の事項を記載するものとする⁽¹⁹⁾。

- ・合衆国と香港で施行された協定を含む、主要な両国関係
- ・香港の主権の行使に関する変更を含む、合衆国の香港における利害又は両国関係に影響するその他の事項
- ・両国間の公式、非公式の文化、教育、科学、学術交流
- ・合衆国法典第22編第5722条(a)項に基づき、同編第5721条(a)項の適用が停止された、合衆国の法律、適用の停止が終了した合衆国の法律、それぞれの理由
- ・大統領が第5721条(b)項に基づき認定した、条約、その他の国際協定。大統領の各認定の理由
- ・輸出管理分野における香港と合衆国間の協力に関する主要な課題
- ・香港における民主的機関の発展
- ・香港の国際会議等の多国間のフォーラムへの参加状況

1992年法に基づく2019年3月刊行の報告書では、香港の状況について、中国政府が1984年共同声明や基本法に定める香港の高度の自治と矛盾する活動を増加させる傾向にあること、ただし全般的には香港に合衆国法上別個の取扱いを継続できる状況にあると認定していた⁽²⁰⁾。

Ⅲ 2019年法の概要

2019年法案は、2019年6月13日にマルコ・ルビオ（Marco Rubio）上院議員（共和党、フロリダ州）により提出され、同11月19日に連邦議会上院を全会一致で、同11月20日に下院を賛成417、反対1で通過し、同11月27日に大統領の署名を経て制定された。

なお、香港政策に関しては、デモ隊を制圧するために香港警察で使用される催涙ガス等の商用輸出を1年間禁止する法律⁽²¹⁾も、同日に制定された。

全10条から成る2019年法の主要な内容は、次のとおりである。

第3条 政策の表明

- ・合衆国は、香港の継続的な活力、繁栄、安定に強い利害を持つ。
- ・民主化の支援は合衆国外交の基本原則であり、当然に、香港に対する合衆国の政策にも適用する。

(18) 22 U.S.C. § 5722(d)

(19) 22 U.S.C. § 5731

(20) “2019 Hong Kong Policy Act Report,” March 21, 2019. U.S. Department of State website <<https://www.state.gov/2019-hong-kong-policy-act-report/>>

(21) An Act to prohibit the commercial export of covered munitions items to the Hong Kong Police Force, P.L.116-77. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ77/PLAW-116publ77.pdf>>

- ・香港の人々の人権は、合衆国にとっても重大事であり、香港の継続的な経済発展の基礎として、香港における合衆国の利害にも直接関係する。
- ・香港の中国からの自治は、香港が合衆国の法律において中国とは別の取扱いとなっていることを正当化できるほどに、十分に維持されなければならない。
- ・香港の人々の高度の自治、基本的権利と自由を支援する。香港の行政長官や立法会の全議員の普通選挙などを求める、香港の人々の民主化運動を支援する。
- ・中国政府には、不当な介入をせず、香港の人々による香港の高度の自治を認めるよう求める。
- ・英国、オーストラリア、カナダ、日本、韓国を含む同盟国と、香港の民主化と人権の推進のために調整する。

第4条 1992年法の修正

1992年法第2編合衆国法における香港の地位の末尾に、次の2条を加える。

第205条 香港の自治に関する国務長官の報告書

国務長官は、原則として最低でも年1回、連邦議会に、香港の中国からの自治が、合衆国法において香港を特別な取扱いをすることを正当化するのに十分な状況か、報告書を提出し、証明しなければならない。

報告書には、香港における集会や言論の自由などの市民的自由の状況や、香港の自治への侵害による、合衆国と香港の協調関係への影響に関する評価を含めるものとする。

第206条 合衆国内での就学又は就労ビザへの香港からの申請の取扱い

国務省は、2014年以降の香港在住のビザ申請者に対し、申請者が、政治的な理由により逮捕、拘禁、その他の反政府活動を行っていたことを主な理由として、合衆国における就学又は就労ビザの発給を拒否してはならない。

第5条 合衆国輸出管理法違反及び香港における国連制裁に関する年次報告書

商務長官は、財務長官及び国務長官と協議の上、香港で発生した、中国等による香港を利用した、合衆国の輸出管理法及び国連制裁違反に関する評価等を含む年次報告書を連邦議会に提出しなければならない。

第6条 合衆国市民及び他の者の中国への引渡しからの保護

香港で提案又は制定された法律が、合衆国市民に対し中国本土又は被告人の権利の保護が十分ではない他の国への引渡しの危険を及ぼすと大統領が認定した場合には、大統領は30日以内に、香港における合衆国市民やビジネスを守る戦略、そのような法律の米国市民への政治的危険性の評価、在香港領事館の増強の必要性、合衆国と香港の間の協定を香港が遵守できるか、等を内容とする報告書を連邦議会に提出しなければならない。

第7条 香港の基本的自由及び自治の侵害に対する制裁

- ・大統領は、恣意的な拘禁、拷問など香港において国際的に認められた人権の侵害に責任があると大統領が認定した外国人を特定する報告書を、年1回以上、連邦議会に提出しなければならない。
- ・報告書で認定された者には、大統領が、合衆国内等で所有する資産の凍結、合衆国への入国

禁止やビザの発給停止などの制裁を課す。

第8条 制裁報告書

大統領は、第7条に基づき課した制裁について、課した者の一覧、制裁の内容、制裁の日付、制裁を解除した場合は、その理由等を記載した報告書を連邦議会に提出し、公表しなければならない。

第9条 中国の国家管理メディアに対する連邦議会の意思の表明

次のことは、連邦議会の意思である。

- ・文匯報 (Wen Wei Po)、大公報 (Ta Kung Po) を含む中国の国家管理メディアが、合衆国やその他の国の民主化活動家や外交官等を故意に標的として、嫌がらせをしていることを合衆国が非難すること。
- ・国務長官は、中国政府に対し、メディアを利用して虚偽情報を拡散することは受け入れられないと、明確に伝えるべきである。
- ・国務長官は、中国のジャーナリストへのビザの発給において、上記の活動を考慮するべきである。

第10条 香港への群衆管理装置の商用輸出に対する連邦議会の意思の表明

商務省が他の連邦政府の機関と協力して、香港において不適切に使用される可能性のある群衆管理・監視装置の香港への輸出を防止するため、合衆国の輸出管理を強化することを検討すべきことが、連邦議会の意思である。

おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大により、香港での大規模な抗議活動は一旦は沈静化した。しかし、2020年4月には、民主化運動のリーダーらが一斉に逮捕され、香港政府が基本法の解釈を変更するなど、香港が抱える課題が解決したわけではない。

2019年法が連邦議会の超党派の賛成により成立したことで、香港の課題に対して米国の姿勢は明確に示されたといえよう。米国と中国の間には、通商や、中国政府が運用を開始する社会信用システム (Social Credit System) など、経済面でも大きな課題もある。2019年法の今後の運用が注目される。

(ひろせ じゅんこ)

2019年香港人権民主主義法

Hong Kong Human Rights and Democracy Act of 2019

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 政治議会調査室主任 廣瀬 淳子 訳

第1条 略称、目次

(a) 略称

この法律⁽¹⁾は、「2019年香港人権民主主義法」として、引用される。

(b) 目次

この法律の目次は、次のとおりである。

第1条 略称、目次

第2条 定義

第3条 政策の表明

第4条 1992年合衆国香港政策法の修正

第5条 合衆国輸出管理法違反及び香港における国連制裁に関する年次報告書

第6条 合衆国市民及び他の者の中国への引渡しからの保護

第7条 香港の基本的自由及び自治の侵害に対する制裁

第8条 制裁報告書

第9条 中国の国家管理メディアに対する連邦議会の意思の表明

第10条 香港への群衆管理装置の商用輸出に対する連邦議会の意思の表明

第2条 定義

この法律では、次のとおり定義する。

(1) 適切な連邦議会の委員会

「適切な連邦議会の委員会」とは、次の委員会をいう。

(A) 上院外交委員会

(B) 上院軍事委員会

(C) 上院銀行住宅都市問題委員会

(D) 上院国土安全保障及び政府問題委員会

(E) 上院司法委員会

(F) 下院外交委員会

(G) 下院軍事委員会

(H) 下院金融サービス委員会

(I) 下院国土安全保障委員会

(J) 下院司法委員会

(2) 社会信用システム

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月23日である。脚注は全て訳者によるものである。[]内は、訳者補記又は原綴である。

(1) Hong Kong Human Rights and Democracy Act of 2019, P.L.116-76. <<https://www.congress.gov/116/plaws/pub176/PLAW-116publ76.pdf>>

「社会信用システム」とは、中国政府が提案し、2020年までに実施を予定している次のシステムをいう。

(A) 全ての中国市民及びビジネスに関するデータを集積するため、既存の金融信用システム、公的記録、オンライン活動、その他の調査手段を使用するもの

(B) ある種の金融、社会、宗教又は政治的行動を、監視し、形成し及び格付けするために当該データを使用するもの

(3) 合衆国人

「合衆国人」とは、次の人をいう。

(A) 合衆国市民

(B) 合法的な合衆国の永住許可者

(C) 次の法律に基づき組織された法人

(i) 合衆国

(ii) 当該法人の海外法人を含む、合衆国内の法域

第3条 政策の表明

次のことは、合衆国の政策である。

(1) 1992年合衆国香港政策法 (P.L.102-383)⁽²⁾に掲げる次の原則及び目的を再確認する。

(A) 合衆国は、「香港の活力、繁栄及び安定性の継続に強い利害」を有する。

(B) 「民主化の支援は、合衆国の外交政策の基本的原則である」ため、「当然に合衆国の政策を香港にも適用する」。

(C) 「香港の人々の人権は、合衆国にとっても非常に重要であり、香港の継続的な経済発展の基礎として、香港における合衆国の利害にも直接に関係する。」

(D) 「特定の合衆国の法律その他の規定で中国とは異なる取扱いがされることを正当化する」ためには、香港は、中国から十分な自治を維持しなければならない。

(2) 次に列挙されているように、香港の人々の高度の自治、基本的権利及び自由を支持する。

(A) 1984年12月19日に北京で採択された香港問題に関する英国政府中国政府共同声明 (この法律においては、以下「共同声明」)⁽³⁾

(B) 1966年12月19日にニューヨークで締結された市民的及び政治的権利に関する国際規約

(C) 1948年12月10日にパリで締結された世界人権宣言

(3) 中国の香港特別行政区域基本法 (この法律においては、以下「基本法」)⁽⁴⁾にも明記されている、香港行政長官及び立法会の全議員を普通選挙で選出する「究極の目標」を含む香港の人々の民主化への強い願望を支持する。

(2) United States-Hong Kong Policy Act of 1992, P.L.102-383. <<https://uscode.house.gov/view.xhtml;jsessionid=DDECE0C96B8040B15ACAE0C345BCF865?req=granuleid%3AUSC-prelim-title22-chapter66&saved=%7CZ3JhbnVsZWlkOIVTQy1wcmVsaW0tdGl0bGUyMi1zZWNoaW9uNTcwMg%3D%3D%7C%7C%7C0%7Cfalse%7Cprelim&edition=prelim>>

(3) “Joint Declaration of the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the People’s Republic of China on the Question of Hong Kong.” Constitutional and Mainland Affairs Bureau website <<https://www.cmab.gov.hk/en/issues/jd2.htm>>

(4) *Basic Law of the Hong Kong Special Administrative Region of the Republic of China*, Constitutional and Mainland Affairs Bureau, April 2017. <https://www.basiclaw.gov.hk/en/basiclawtext/images/basiclaw_full_text_en.pdf>

- (4) 中国政府に対し、香港の人々が高度の自治権をもって、不当な介入によらず、香港の有権者が香港行政長官及び立法会の全議員を普通選挙で自由に選出する権利を確保することにより、香港を統治することを容認すること、を含む香港への関与を支持することを促す。
- (5) 香港行政長官の自由で公正な候補者擁立及び選挙の純粹に民主的な選択肢の確立と、2020年までに立法会の全議員について、開かれた、直接民主的選挙の確立を支持する。
- (6) 香港住民による、基本法、共同声明、市民的及び政治的権利に関する国際規約で付与されている言論の自由、出版、その他の基本的な自由の権利の確固たる行使を支持する。
- (7) 全ての香港の住民に対する、基本法、共同声明、市民的及び政治的権利に関する国際規約で付与されている恣意的又は違法な逮捕、拘禁、投獄からの自由を支持する。
- (8) 中国政府による、市民的及び政治的権利に関する国際規約で付与されている香港の人々への基本的権利に対する違反、並びに基本法及び共同声明で保障された香港の自治の侵害に対し、国際的な関心を高める。
- (9) 香港在住の合衆国市民及び永住者は、香港訪問者や経由者も含めて、保護する。
- (10) 合衆国及び香港両者に重要な便益のある、経済的、文化的絆を維持する。
- (11) 英国、オーストラリア、カナダ、日本及び韓国を含む同盟国と、香港の民主化及び人権を向上するため、調整する。

第4条 1992年合衆国香港政策法の修正

(a) 報告書

1992年合衆国香港政策法第2編（合衆国法典第22編5721条等）⁽⁵⁾を次のように修正する。

- (1) 第201条(b)項⁽⁶⁾の「当該日付」を全て、「2019年香港人権民主主義法の制定日」に置き換える。
- (2) 末尾に次を加える。

「第205条 香港の自治に関する国務長官の報告書

「(a) 証明書

「(1) 総則

(b)項に規定される場合を除き、国務長官は、最低でも毎年、第301条に基づき要請される報告書⁽⁷⁾と共に、次の証明書を連邦議会に提出しなければならない。

「(A) 1997年7月1日以前に香港に適用されていた合衆国法と同様に、香港を合衆国法上取り扱うことを香港が保証し続けることを示すもの

「(B) 次の事項の明示

「(i) 商務協定

「(ii) 引渡し要求を含む法執行協力

「(iii) 制裁執行

「(iv) 軍民両用、境界又はその他の機微な技術の輸出管理その他の協定及び交換書

(5) 合衆国法における香港の地位に関する規定

(6) 国際協定に関する合衆国法の継続適用に関する規定

(7) 香港の現状に関する年次報告書

- 〔v〕 合衆国と香港の間の正式な条約又は協定
- 〔vi〕 長官が関連すると決定するその他の二国間協力分野
- 〔vii〕 香港政府内の決定で、行政、立法、司法構造の内、次のものを含むもの
 - 〔I〕 集会の自由
 - 〔II〕 言論の自由
 - 〔III〕 表現の自由
 - 〔IV〕 インターネット及びソーシャルメディアを含む出版の自由
- 〔viii〕 行政長官及び立法会全議員の普通選挙による選出という最終目標を含む、普通選挙
- 〔ix〕 司法の独立
- 〔x〕 警察及び安全保障機能
- 〔xi〕 教育
- 〔xii〕 中国の中央政府に対する反逆、分離、扇動、転覆又は国家機密窃取に関する法律又は規則
- 〔xiii〕 外国の政治組織又は団体に関する法律又は規則
- 〔xiv〕 政治組織に関する法律又は規則
- 〔xv〕 1966年12月19日にニューヨークで締結された市民的及び政治的権利に関する国際規約及び1948年12月10日にパリで締結された世界人権宣言で列挙されたその他の権利

〔C〕 次の事項を含むものとする。

- 〔i〕 基本法又は共同声明に基づく関与と矛盾する、中国政府の活動の結果もたらされる(B)に列挙した各分類による香港の自治権の侵害の程度に関する評価
- 〔ii〕 香港における自治権の侵害、又は香港政府が国際協定に基づく合衆国との義務を履行しなかったことにより生じた、合衆国と香港の間のあらゆる協力分野における(B)に列挙した分類内の特定の影響の評価
- 〔iii〕 自治権の侵害又は第301条に基づき要請される証明書及び報告書で特定される国際協定に基づく合衆国に対する義務の不履行に対応して、合衆国政府が取った特定の措置の一覧

〔2〕 考慮すべき要因

第(1)号に基づく証明書を作成する際には、国務長官は、香港に関する共同声明の中で表明された条件、義務、及び期待を考慮しなければならない。

〔3〕 追加証明書

第(1)号に基づく証明書は、毎年作成しなければならない。ただし、長官が、香港の情勢が十分な根拠となると認定する場合には、随時追加の証明書を作成することができる。

〔b〕 免除権限

〔1〕 総則

国務長官は、次の場合に(a)項の適用を免除することができる。

- 「(A) 長官が、免除は合衆国の国家安全保障上の利益に叶うと認定する場合
- 「(B) 免除が有効となる日又はその前に、長官が、上院外交委員会及び下院外交委員会に、免除の意向を通知した場合

「(2) 部分免除

(a)項第(1)号(C)(iii)に記載した措置の一覧を除き、国務長官は、大統領が第202条に基づく合衆国の香港に対する特定の法律の適用を停止する大統領令を発令した場合には、(a)項の関連部分の適用を免除することができる。」

(b) ビザ申請

(a)項により修正された1992年合衆国香港政策法第2編（合衆国法典第22編5721条等）に、更に末尾に次を加える。

「第206条 合衆国内での就学又は就労ビザへの香港からの申請の取扱い

「(a) 一定の香港の学生のビザの要件

他の法律の規定に関わらず、合衆国への入国、就学又は就労ビザの申請で、2014年以降に香港に居住し、他の要件を満たしていた者から提出された申請は、申請者が政治的な理由による逮捕、拘禁又はその他の反政府活動をしたことを主な理由として、却下してはならない。

「(b) 実施

国務長官は、領事業務担当官が(a)項に記載された政策に留意し、適切な研修や支援を受け、該当者がビザ申請の処理の過程で差別又は不必要な遅延に遭わないように政策が確実に実施されるよう、必要な措置を取らなければならない。これには、次のことを含むものとする。

「(1) 北京の合衆国大使館又は中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区の領事館に配属されている全ての領事業務担当官に、特別な研修を提供すること。

「(2) 香港の合衆国領事に、香港特別行政区政府、中国政府又はその仲介者により、1948年12月10日にパリで締結された世界人権宣言又は1966年12月19日にニューヨークで締結された市民的及び政治的権利に関する国際規約で列挙された権利の行使に関して、政治的な動機の考慮に基づいて、正式に有罪とされた、拘禁された、又は起訴された者の一覧を維持するよう指示すること。

「(3) (a)項に記載した政策に関する情報を関連の合衆国政府のウェブサイト上で更新すること

「(c) 同志諸国との協力

国務長官は、他の民主主義国、特に香港から多数の就学及び就労ビザの申請を受領している国の適切な代表と、次のことのために連絡をとらなければならない。

「(1) 香港における非暴力的な抵抗への参加者の逮捕に関する合衆国の政策を伝える。

「(2) 非暴力抵抗者を、香港政府及び中国政府の措置による差別から保護するため、その権利を確保するよう、これらの諸国に同様の措置を取るよう促すこと。」

第5条 合衆国輸出管理法違反及び香港における国連制裁に関する年次報告書

(a) 総則

この法律の制定日から180日以内に、その後はこの法律の制定日から7年間は毎年、商務

長官は、財務長官及び国務長官と協議の上、(b)項に定める特定の委員会に、次の内容を含む報告書を提出しなければならない。

- (1) 香港で発生した、合衆国の輸出管理及び制裁法違反の実態及び範囲に関する評価
 - (2) 可能な限り、次の事項の特定
 - (A) 第(1)号に掲げた法律に違反して、香港から再輸出された物
 - (B) (A)に掲げた物が再輸出された先の国及び対象者
 - (C) そのような物がどのように利用されたか。
 - (3) 合衆国の輸出管理法の対象となる機微な軍民両用品が、次のことに該当するか否かに関する評価
 - (A) 香港経由で積み替えられたか。
 - (B) 次のものの開発に利用されたか。
 - (i) シャープアイ [Sharp Eyes]⁽⁸⁾、スカイネット [Skynet]⁽⁹⁾、統合共同運用プラットフォーム [Integrated Joint Operations Platform]⁽¹⁰⁾、又はその他の大衆監視及び予測警戒システム
 - (ii) 中国の「社会信用システム」
 - (4) 別個の関税地域としての香港の地位を利用して、大港湾地域計画の一部として、北京が香港を国家技術イノベーションセンターに指定することにより、又は香港を規制された機微な技術の導管として濫用する他のプログラムによって、合衆国の輸出管理法に違反して、香港から中国国内に物品を輸入する、中国政府の活動に関する評価
 - (5) 香港政府が、国連が課した制裁を適切に執行したか否かに関する評価
 - (6) 次の国等に対する、制裁に違反する、香港経由の積替え又は再輸出される物品や役務の種類に関する記載
 - (A) 北朝鮮又はイラン
 - (B) 次の活動に関与する、制裁対象となるその他の国、政権、又は者
 - (i) 国際的なテロ、国際的な麻薬取引、人身取引又は大量破壊兵器の拡散
 - (ii) その他の、合衆国の国家安全保障、外交政策又は経済への脅威を与えること
 - (7) 香港政府による、輸出管理又は制裁の執行の不十分さが、香港米国領事館における財務省、商務省又は国務省の人員の追加の割当てを必要としているか否かの評価
- (b) 特定の委員会
- この項において、特定の委員会とは、次の委員会をいう。
- (1) 上院外交委員会
 - (2) 上院銀行住宅都市問題委員会
 - (3) 上院商務科学運輸委員会
 - (4) 下院外交委員会
 - (5) 下院エネルギー商務委員会

(8) 鋭眼。2020年までに中国全土をカバーするとされる、AIと監視カメラを用いた市民の常時行動監視システム

(9) 天網。2020年までに中国全土をカバーするとされる、AIと監視カメラを用いた顔認証システムで、短時間で身元特定が可能とされている。

(10) 中国で運用されている、監視カメラ等の情報を統合する大衆監視システム

(c) 報告書の形式

(a)項に基づき要請される報告書は、公開の形式で提出されなければならないが、機密の付録を含めることができる。

第6条 合衆国市民及び他の者の中国への引渡しからの保護

(a) 政策の表明

次のことは、合衆国の政策である。

- (1) 合衆国市民を、香港から中国に、裁判、拘禁、その他の目的で、送還し、引き渡し、又は拉致から保護すること
- (2) 香港での合衆国のビジネスを、経済的圧政及び知的財産窃取から保護すること
- (3) 1992年合衆国香港政策法第103条第(7)号（合衆国法典第22編第5713条第(7)号⁽¹¹⁾）に基づき、合衆国のビジネスが、適用される合衆国及び香港の法律に従い、香港で営業を継続できるよう支援すること
- (4) 同法第201条(b)項（合衆国法典第22編第5721条(b)項）に基づき、年次以上の頻度で適宜状況に応じて、香港政府が、合衆国と香港の間で締結された条約及び国際協定に基づき「法律的にその責務を実行できる能力があるか」について評価すること

(b) 引渡しの脅しへの対応

香港政府が提案又は制定した法律が、合衆国市民を中国その他の被告人の権利の保護のない国に、送還又は引き渡す危険にさらすと大統領が認定してから30日以内に、大統領は、適切な連邦議会の委員会に次のことを記載した報告書を提出しなければならない。

- (1) 香港における合衆国市民及びビジネスを保護する戦略
- (2) 香港に居住する、旅行する又は経由する合衆国市民に対する〔引渡し〕法の潜在的危険性の評価
- (3) 次に該当するか否かの認定
 - (A) 在香港合衆国領事館のアメリカ市民サービスに追加の資源が必要か。
 - (B) 香港政府は、1996年12月20日に香港で合意された、合衆国香港逃亡犯罪者引渡し協定又は他の関連する合衆国と香港の間の法執行協定を執行する「法的な能力」があるか。

第7条 香港の基本的自由及び自治の侵害に対する制裁

(a) 香港において基本的自由及び自治を侵害した責任者の特定

(1) 総則

大統領は、第(2)号に従い、大統領が次のことに責任があると認定した各外国人を特定する報告書を、連邦議会の適切な委員会に提出しなければならない。

- (A) 香港の人を、裁判によらずに送還し、恣意的に拘禁し、又は拷問すること
- (B) 香港において国際的に認められた人権をはなはだしく侵害したこと

(2) 報告の時期

大統領は、適切な連邦議会の委員会に、次の時期に報告書を提出しなければならない。

- (A) 第(1)号に基づき要請される報告書については、
 - (i) この法律の制定日から180日以内

(11) 合衆国のビジネスの香港での継続促進に関する規定

(ii) その後は、1992年合衆国香港政策法第301条（合衆国法典第22編第5731条）に基づき要請される報告書の公開と共に、少なくとも年1回

(B) 報告書の更新は、第(1)号に記載された新たな情報の発見に基づき(b)項に基づく新たな措置が取られてから、15日以内

(3) ある種の情報の考慮

第(1)号に基づき要請される報告書を作成する際には、大統領は、次の情報を考慮しなければならない。

(A) 連邦議会の適切な各委員会の委員長及び少数党筆頭委員から共同で提供される情報

(B) 他の国又は人権侵害を監視している著名な非政府組織が入手した情報

(4) 形式

第(1)号に基づき要請される報告書は、公開の形式で提出されなければならないが、機密の付録を含めることができる。

(b) 制裁の賦課

大統領は、(c)項に記載する制裁を、(a)項第(1)号により要請される報告書において特定された各外国人に対して、課さなければならない。

(c) 制裁の記載

この項にいう制裁とは、次のものをいう。

(1) 資産凍結

大統領は、国際緊急経済権限法（合衆国法典第50編第1701条等）に基づき大統領に付与された全ての権限を必要な範囲で行使して、当該資産及び資産の権益が合衆国内に存在し、合衆国内に入ってくる、又は合衆国人の所有となる若しくは管理下に入る場合には、(a)項第(1)号に基づき要請された報告書で特定された外国人の資産及び権益を凍結し、全ての取引を禁止しなければならない。

(2) ビザ、保釈又は仮釈放の欠格

(A) ビザ、保釈又は仮釈放

(a)項第(1)号に記載した在留外国人は、次のとおりとする。

(i) 合衆国への入国を認めない。

(ii) 合衆国に入国するためのビザ又はその他の書類の受給資格を持たない。

(iii) 合衆国での保釈若しくは仮釈放、又はその他の移民国籍法（合衆国法典第8編第1101条等）に基づく給付を受ける権利を持たない。

(B) 発給済みビザの撤回

(i) 総則

(a)項第(1)号に記載した在留外国人は、ビザ又は入国のための書類が発行された時期に関わらず、ビザ又は入国のための書類の撤回の対象となる。

(ii) 即時の効果

(i)に基づく撤回は、次のとおりとする。

(I) 即時に有効となる。

(II) その在留外国人が保持する他の有効なビザ又は入国のための書類も、自動的に抹消される。

(3) 罰則

国際緊急経済権限法第206条⁽¹²⁾（合衆国法典第50編第1705条）(b)項及び(c)項による罰則は、当該罰則が同法206条(a)項に記載された違法行為を行った者に適用されるのと同じ範囲で、第(1)号に違反した、違反しようとした、違反しようとして共同謀議した、又は違反を引き起こした外国人にも適用する。

(d) 実施

大統領は、国際緊急経済権限法第203条⁽¹³⁾及び第205条⁽¹⁴⁾（合衆国法典第50編第1702条及び第1704条）に基づき付与された全ての権限を行使することができる。

(e) 免除

大統領は、大統領が制裁の免除は合衆国の国益に叶うと認定し、連邦議会の適切な委員会に証明した場合は、(a)項第(1)号に基づき要請された報告書で特定された者について、この条に基づく制裁の適用を免除することができる。

(f) 除外

(1) 情報活動の除外

この条に基づく制裁は、1947年国家安全保障法第5編（合衆国法典第50編第3091条等）に基づき報告が要求される活動又は合衆国の承認された情報活動に対しては、適用しない。

(2) 国際的義務及び法執行活動遵守の例外

(c)項第(2)号に基づき課される制裁は、その在留外国人の合衆国への保釈又は仮釈放が次の目的で必要な在留外国人には適用しない。

(A) 1947年6月26日にレイクサクセスで署名され、1947年11月21日に発効した、国連本部に関する、国連と合衆国の間の協定又はその他の国際的な責務に合衆国が従うために許容される場合

(B) 合衆国において、法執行活動を実施又は援助する場合

(3) 物品の輸入に関する例外

(A) 総則

この条で認められた制裁を課す権限及び要件は、輸入された物品へ制裁を課す権限又は要件を含まないものとする。

(B) 物品の定義

この項において、「物品」とは、商品、天然若しくは人工の物品、物質、材料又は生産物で、検査及び試験装置を含み、技術的データを含まないものをいう。

(g) 制裁の終了

大統領は、次に掲げる場合であって、制裁を終了する15日以上前までに認定し、連邦議会の適切な委員会に報告したときには、この条に基づく者への制裁の適用を終了することができる。

(1) 当該者が、制裁を課された行為に関与していないという情報が存在する場合

(2) 当該者が、制裁を課された行為について、既に適切に訴追された場合

(3) 当該者が、明らかに行動を変化させたことを信頼に足るレベルで示した場合、制裁を課された行動に対して適切な責任を取った場合、及び将来(a)項第(1)号の行為に関与しない

(12) 罰則に関する規定で、(a)項は違法行為、(b)項は民事罰、(c)項は刑事罰に関する規定

(13) 大統領の権限に関する規定

(14) 大統領の規則制定権に関する規定

と信頼できる約束をした場合

(4) 制裁の終了が、合衆国の国家安全保障上の利益になる場合

(h) 終了

この条及びこの条に基づき課される制裁は、この法律の制定日から5年後に終了する。

(i) 定義

この条においては、次のように定義する。

(1) 許可、許可された、在留外国人

「許可」、「許可された」、「在留外国人」〔alien〕とは、移民及び国籍法第101条（合衆国法典第8編第1101条）で定義された意義を有する。

(2) 外国人

「外国人」〔foreign person〕とは、合衆国人ではない人を意味する。

第8条 制裁報告書

(a) 総則

第7条に従い大統領は、次の事項を含む報告書を連邦議会の適切な委員会に提出しなければならない。

(1) 報告書提出の前年の間に大統領が制裁を課した外国人の一覧

(2) 各人に課した制裁の種類に関する記述

(3) 第7条に基づき当該年に大統領が制裁を終了した外国人の数

(4) 制裁を課した又は終了した日付

(5) 当該制裁を課した又は終了した理由

(6) 大統領が、第7条に基づき承認した制裁と同種の制裁を課すよう、他国の政府に促した結果に関する記述

(b) ビザ記録に関する機密要件の不適用

大統領は、(a)項に基づき要請される報告書について、移民及び国籍法第222条(f)項（合衆国法典第8編第1202条(f)項）⁽¹⁵⁾のビザの発給若しくは拒否、又は合衆国への入国許可に関する記録の機密の要件に関わらず、公表しなければならない。

第9条 中国の国家管理メディアに対する連邦議会の意思の表明

次のことは、連邦議会の意思である。

(1) 合衆国は、文匯報〔Wen Wei Po〕及び大公報〔Ta Kung Po〕を含む中国政府により管理されるメディア組織が、民主化活動家、合衆国やその他の国の外交官及びその家族を故意に標的として、嫌がらせをしていることを非難する。

(2) 国務長官は、中国政府に対し、メディアを利用して虚偽情報を拡散すること、又は香港その他の国にいるその敵とみなす者を威嚇したり脅したりすることは受け入れられないと、明確に伝えなければならない。

(3) 国務長官は、中国の当該メディア組織に所属するジャーナリストへの合衆国の渡航及び就労ビザの承認時に、第(1)号及び第(2)号に記載された活動を考慮しなければならない。

第10条 香港への群衆管理装置の商用輸出に対する連邦議会の意思の表明

商務省が他の関連する連邦政府の府省及び機関と協力して、香港において不適切に使用され

(15) ビザ申請の記録の機密に関する規定

る可能性のある群衆管理及び監視装置の供給を防止するため、合衆国の現行の香港に関する輸出管理を適切に調整することを検討するべきであるということが、連邦議会の意思である。

(ひろせ じゅんこ)

